公　示　日：2023年7月26日（水）
調達管理番号：23a00400
国　　名：エジプト
担 当 部 署： 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
調 達 件 名：エジプト国エジプト西部砂漠のオアシス社会における住民の理解と参画を軸とした水・土地資源の持続的利用モデルの構築（SATREPS）詳細計画策定調査（評価分析）

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：評価分析
（２） 格　付　　：3号
（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2023年9月上旬から2023年10月下旬
（２） 業務人月：現地　0.53、国内　0.50、合計　1.03
（３） 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	16日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見積書提出部数：1部
（３） 提出期限：2023年8月9日（水）（12時まで）
（４） 提出方法：電子データのみ
✧　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の「別添資料11　　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。
なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧　評価結果の通知：2023年8月21日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧　評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

４．　簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）　業務の実施方針等：

①　業務実施の基本方針	16点
②　業務実施上のバックアップ体制	4点

（２）　業務従事者の経験能力等：

①　類似業務の経験	40点
②　対象国・地域での業務経験	8点
③　語学力	16点
④　その他学位、資格等	16点
	（計100点）

類似業務経験の分野	各種評価調査（農業、水資源または SATREPS に関連した評価調査経験を高く評価する）
対象国及び類似地域	エジプト及びアフリカ・中東欧州地域
語学の種類	英語

4. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該 SATREPS 案件への参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

5. 業務の背景

国連大学（2014）の報告によれば、世界の灌漑耕地面積の 20%以上が塩類集積の影響を被っており、作物生産性に多大な損失を与えている。乾燥地におけるこの問題は、すでに国際的に大きな懸念材料になっているが、とくに沙漠地のオアシスにとって、塩類集積問題はオアシス社会の存続に関わる深刻な問題である。オアシスは水塩循環の点で閉鎖的なシステムであり、加えて塩類は分解不可能な物質であるため、オアシスの低地に沈殿した塩分を技術的に除去する方法はない。したがって、オアシスでは塩類集積予防対策が不可欠であるが、20 世紀末までその必要性は国際的に認識されず、排水は沙漠に排出されていた。しかし、沙漠地といえども排水を捨てることのできる土地に限界がある一方で、沙漠開発とともに灌漑用水の揚水は増大している。そして灌漑すればするほど必然的に塩類は集積していく。さらに塩類が土壌水の降下浸透とともに輸送され、涵養に伴い地下水に付加されることにより、地下水の質的悪化を招く可能性もあるため、早急に塩害を抑止する対策を講じることは、人々の生活空間でありかつ自然資源・社会共通資本でもあるオアシスの持続可能性にとって不可欠であり、灌漑に起因する塩類集積を地域全体で計画的にコントロールできるようにすることが、喫緊の課題となっている。

エジプト西部砂漠にあたるニューバレー県では、20 世紀半ば以降、エジプト政府が人口増大にともなう水資源と食糧増産のため、大規模な地下水開発・開墾を進めてきた。その結果、耕地面積が拡大した一方で、農地滞水(waterlogging)が深刻化し塩分が集積して白くなった耕地が拡大し、政府が設置した排水湖の

多くが決壊し周辺農地や住宅地に被害を及ぼすにいたっている。

エジプトではナイル川流域における排水研究は蓄積されているが、地下水を水源とするオアシスに関しては、地下水資源の賦存量に関心がおかれ、排水や塩類集積に関する研究はなされてこなかった。政策においても同様であり、水資源と耕地の拡大が政策目標にされ、水資源の保全と持続的な利用が政策目標に掲げられるようになったのは2000年代に入ってからである。SDGsにあわせたエジプトの国家戦略「Egypt Vison 2030」においては、経済発展と環境保全の両面において水の持続的利用が重視されている。また、「国家気象変動戦略2050」においても水の持続的利用は重要な政策目標となっている。しかし、持続的な水・土地利用に関する開発事業はナイル川流域に集中しており、沙漠地においてはまだ具体的な政策実施にいたっていない。

かかる背景のもと、エジプト西部沙漠に位置するニューバレー県において、オアシス地域を持続的に管理するため、科学的エビデンスと在来知の融合とその実践により、水と土地の持続的利用に関する新たなオアシスの知を創造し、オアシスでの塩類集積抑止の包括的方策を提案することを目的として本事業が要請された。

本調査においては、協力要請の背景・内容を確認し、先方関係機関との協議を経て、協力計画（PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を含む）を策定するとともに、先方関係機関に求める負担事項等を確認する。また、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

6. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト、特に地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2023 年 9 月上旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② 本事業がNDC(National Determined Contributions)を確認し、本事業が、開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、エジプトのNDCと整合しているか確認する。

③ エジプト側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。

④ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。

⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2023年9月中旬～2023年9月下旬）

① JICAエジプト事務所等との打合せに参加する。

② エジプト側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

イ） 関連する開発計画、政策、制度

ウ） 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

④開発と気候変動対策の統合的実施の観点で、JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT適応策版）を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価する情報を収集する。他分野の団員は本事業が適応策

に資するか判断した上で、適応オプション（気温上昇、干ばつへ対策等）を検討する。

⑤調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

⑥関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑦実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑧担当分野に係る調査結果をJICAエジプト事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2023 年 9 月下旬）

①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

②プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③評価６項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

7. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2023 年 10 月 20 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子デー

[1] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト － JICA

タにて提出する。

① 事業事前評価表（案）（和文・英文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

8. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇔ドバイ/ドーハ⇔カイロを標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。なお、現時点でエジプト入国時の隔離は不要です。

9. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月 8 日～9 月 23 日を予定しています。

本業務従事者は、本事業に参加予定の日本側研究機関からの調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。JICA からの調査団員は、本業務従事者と同日程で現地渡航予定。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） オアシス社会（上智大学）

エ） オアシス水文（東京大学）

オ） デジタル・プラットフォーム（東京大学）

カ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA エジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり

イ） 宿舎手配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通訳傭上：英語⇔アラビア語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請案件調査票

・PDM（案）

・キックオフ会議資料

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・2023年度「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」新規採択案件の決定について

https://www.jica.go.jp/Resource/press/2023/20230518_41.html

・研究課題概要

https://www.jst.go.jp/global/kadai/r0501_egypt.html

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に

関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ） 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上